

○財投機関債の発行に関する検討委員会規程

平成12年 1月31日

達第995号

改正 平成13年 4月23日達第1016号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に財投機関債発行検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、財投機関債発行について調査検討を行う。

2 委員会は、必要に応じ調査検討の結果を取りまとめ、理事長に報告するものとする。

(委員会の組織及び委員の任命)

第3条 委員会は、委員長1人、委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、担当理事をもつてこれに充てる。

3 委員は、理事及び職員の中から理事長が命じ、及び外部専門家を理事長が委嘱する。

(幹事及び副幹事の設置等)

第4条 委員会には幹事及び副幹事を置くことができる。

2 幹事及び副幹事は職員の中から委員長が命ずる。

3 幹事及び副幹事は財投機関債発行に関する必要な資料の作成を行い、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員長は、調査検討事項に利害関係を有する外部委員は、委員会に出席させないことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部資金管理課が担当する。

附 則

この規程は、平成12年 1月31日から施行する。

附 則(平成13年 4月23日達第1016号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成13年 4月23日から施行する。